

令和2年度第1回 舞鶴市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和2年8月5日(水) 午後1時30分～3時20分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 た ま だ か ず や 玉 田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) か み こ あ き お 上 子 秋 生 (学校法人立命館大学教授)	
議 事 概 要	<p>1 開会あいさつ (堤副市長) 委員長互選</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況等について事務局より報告</p> <p>(2) 令和元年10月～令和2年3月までの建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明</p> <p>(3) 入札契約手続きの改善に関する審議 平成30年7月の改正以降の実施状況を説明</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の抽出担当に高橋委員を選出した。 ・ 次回の開催は令和3年1月又は2月を予定する。 	
審 議 対 象 期 間	令和元年10月1日～ 令和2年3月31日	
抽 出 案 件	総件数	(備考)
	5件	入札対象件数 47件
	一般競争入札	
指名競争入札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	<p>議事(1)関係 辞退が多い状況に関して、時期的に業者側がどのような状況にあったのかについての分析もあるとよい。</p> <p>議事(2)関係 入札しても自治体の責任が回避されないような場面については、価格について、よりきちんとしていることを説明する「補強」を考えた方がいいと思う。 特殊な工事に関しては、積算の時点で、性能面と価格面に関して第三者的に大きな視点で検証することでより良い入札になると思う。</p> <p>議事(3)関係 特になし</p>	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
<p>錯覚しないようにグラフの目盛りは統一した方がよい。</p>	<p>見やすいように改めていきます。</p>
<p>競争に影響を与える要因として、辞退の件数や割合があると思うが、なぜ辞退が多くなったのか、時期的に業者側がどのような状況にあったのかについての分析もあると辞退を回避して競争性が高まると思うが、そのような資料は作れないか。</p> <p>ある程度まとまった時期で分析しておく、より辞退を少なくする工夫もできると思う。</p>	<p>リアルタイムでの状況把握は難しいですが、少し後になると、その時期、舞鶴市以外でどのような工事が発注されていたのか分かります。</p> <p>今回ですと、京都府の災害復旧工事など多く発注されていたことが主な辞退の要因と考えられるところです。</p> <p>次回以降、資料をお示しできるよう工夫したい。</p>

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出のポイント (上子委員)
<p>最低制限価格との関係も合わせて、全体的に「競争者が少ない入札」をテーマで抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模が大きく、失格も目立つもの ① ・最低制限価格の変動が適用されたもの ② ・辞退が非常に多く、結果的に最高札が落札したもの ③、④ ・総合評価方式であって、抜きん出て規模が大きいもの ⑤

① 大手ポンプ場建設工事

意見・質問	回答等
<p>一般競争入札で参加申請した者が辞退することはよくあるのか。</p> <p>最低制限価格は国のモデルに準じていると聞いているが、誰が算定するのか。また算定に当たっての裁量の幅はあるのか。</p>	<p>参加申請した以上、当然入札してほしいところですが、稀に辞退される場合があります。</p> <p>最低制限価格は、3人の技術職がそれぞれ算定したものを開札時に平均して決定しますが、結果として、国のモデル式から0.5パーセント程度の範囲内となっています。</p>
<p>3人の作成者は互いの価格を知らずに作成するのか。</p> <p>国交省から建設業に過度な負担をさせない方向の見直しがされていると聞くが、算出する際は何を考慮するのか。また規範となるものに拘束力はあるのか。</p>	<p>3人が技術的な観点も含めて、それぞれ作成します。</p> <p>公共工事の入札は、積極的なダンピング受注の防止策の徹底が求められているところで、国が示すモデル式は最低制限価格及び低入札価格調査制度の基準額の算定に当たって基本となるもので、毎年国による適用状況の実態調査も行われています。</p> <p>また、品質の確保や将来の担い手の確保の観点で見直しが行われ、現在は上限が92パーセントに引き上げられています。</p>

<p>参加申請が5者（JV）となった理由はどのように考えられるか。</p>	<p>土木一式A等級は37社でしたので、最大18JVまで可能でしたが、これまでと比べても少なかったことについて、この時期、他の工事を受注していて余裕がなかったのかとも考えられるところですが、詳しい事情は分かりません。</p>
<p>入札価格を見ると、個々の積み上げとは関係ないように思える。 予定価格からおおよその最低制限価格が分かるので、どこの業者も同じような価格で入札して、後からその範囲内で儲かるように考えるようになるなど、個々の業者の積算能力が殆ど反映されない制度になりつつあると危惧される。 これまでの議論において、業者の積算精度の向上によって仕事の精度が高まり、体質も良くなるということがあったが、段々と乖離しているようで、予定価格の公表時期にも波及する内容と思う。</p>	<p>最低制限価格は予定価格全体に対して何パーセントというように決めるものではないので、積算をしっかりとしないと精度の高い算定にはならない仕組みになっています。 入札状況の分析結果にも表れているとおり、以前は業種によって異なる傾向となっていたものもありましたが、最近では、全ての業種において同じような入札傾向を表しているところです。</p>

② 京田川（その2）河川整備工事

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格を下回る者が多い課題への対処として、最低制限価格を変動させることは、方向として評価しているが、この制度を行うにあたって不都合はなかったか。</p>	<p>平成30年7月以降改正しましたが、令和元年度の入札で最低制限価格の変動があったのは本件を含め6件です。 以前行っていた再入札に比べ事務的にもスムーズに行えています。また、業者からも苦情等は聞いていません。</p>
<p>考え方をさらに拡大してもいいと思う。 いくつか問題点は残っていると思う。 現在の内容は、殆どの者が下回る結果となっても、僅かでも上回る者が落札することによって変わらぬので、何割かの入札者が下回った場合に変動させることを考えてもいいと思う。 また、変動の際、平均で算出することについて合理性の説明が難しいと考えられ、これからの考え方として、当初の最低制限価格を基準に数パーセント変動させるという考え方もあると思う。</p>	
<p>適正な価格で工事が行われていることで評価できる。 最低制限価格の設定の話もあるが、そもそも予定価格の設定は適正だったのかと考えていく必要があると思う。 次のステップとしては、最低制限価格を変動した案件については、予定価格が適正であったのか、仕事の繁忙も含めて分析することが必要と思う。</p>	<p>本件は入札者が3者と少ない状況でもありましたが、最近では辞退者も少なくなってきましたので、いろいろな背景として分析していきたい。</p>

<p>最低制限価格には、競争性だけでなく、品質の維持とかダンピング受注防止の目的があると思うが、似通った価格の入札が行われる状況においては、最低制限価格にどのような意味があるのか、問い直す必要があると思う。</p> <p>変動させる場合、はたして平均値で算出することに合理性があるのか疑問に思うところで、さらに疑問点をクリアできるような仕組みはないものか、検討してほしい。</p>	
--	--

③ 稲荷川（その2）護岸改修工事

④ 城北中学校防球ネット新設工事

意見・質問	回答等
<p>どちらの案件も指名競争入札で、非常に辞退が多く、結果的に最も高い金額が落札したもののだが、そこに至る過程について、市民目線で納得いくようにするためにも、辞退が多い状況を防ぐやり方及び最低制限価格の在り方に工夫が必要と思う。</p> <p>また、そもそも、入札制度に業者保護の観点を含んでいることに無理があるのかもしれないが、交渉で契約する発想を持ってよいと思う。</p>	<p>随意契約ができる金額（130万円）は、自治法施行令の規定に基づき市の規則で定めているところです。</p> <p>辞退が多い状況を防ぐためにも、他の発注者の状況等をもう少しリアルタイムで把握できるよう工夫していきたいと思います。</p>
<p>業者のランク分けを行い、機会を公平にしているのだが、業者側の実情、タイミングと合っていないかと思う。</p> <p>その辺りを推測でもいいので分析してほしい。</p> <p>また、辞退や不参加が続出した場合は、他ランクの発注も考えていく必要があると思う。</p>	<p>昨年秋から冬にかけて辞退が多かったのですが、今回、他の発注者が災害復旧工事等を多く発注したことで、限界が見えたように思われ、10年前と比べて、災害等へのキャパシティが小さくなったと感じている。</p>
<p>発注量が右肩下がりで仕事が減っている状況にあって、手一杯になるのだろうか。別の要素もあるのではないだろうか。</p> <p>土木や建築を担う業者の保護も大切だが、今回のような不自然な形で維持されるようでは制度の信頼が失われていくと思う。</p> <p>様々な可能性を視野に入れ、真面目な業者が仕事できるようにするには、どのような制度や運用がよいか考えていく必要がある。</p> <p>そういう意味でこの2件は研究に値する事案と思う。</p> <p>先の案件の審議も含め、本日出席されている部長はどのように思われるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注件数が漸減する中で辞退者が凄く多いことについて、分析が必要と考えています。また、最低制限価格の在り方も含めて、今後検討したいと思います。 ・正常な競争が働くように、分析も含めて検討していきたいと思います。 ・なかなか難しいと感じています。比較的業者が多い中、件数も金額も減少する状況で、あまり競争を重視しすぎて、儲からない仕事でいいのかという点で、個人的には、制度がもう少し上手く活用できれば、今のままでいいのかと思います。 ・議論いただいた最低制限価格の変動に関する意見は、まさにそのとおりだと思いますので、今後、担当部署と十分調整していきたいと思います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に関して、時期的なものとして前倒しの発注を意識しておりましたが、今後検討の余地があると感じています。 ・今後、市内の状況も見て発注時期についても検討していく必要があると感じています。
最低制限価格の変動に関しては、固定的な運用を少しでも変える姿勢で取り組んでいることは正しいので、これを止めないようお願いしたい。	

⑤ 清掃事務所整備工事

意見・質問	回答等
本件の入札参加資格を満たす者は客観的に何社ぐらいあったのか。	発注前に実施設計の委託をした際、2013年度から2017年度の基盤的設備の改良工事の受注実績を調査した結果、全国で8社が該当していました。
本件では、何故、1者しか参加しなかったと考えられるか。	市で行った調査の結果、全国の85件のうち条件付き一般競争入札で行われたのが19件で、その中で複数応募があったのは1件という状況でした。 複数応札の事例もありましたので、入札を行ったものですが、やはり、当初新設工事に関わったメーカーの特許技術が使われていますので、他の業者にとっては難しいところがあると思われまます。
今回の内容は、他のメーカーでは難しい内容と思う。 このような場合、予定価格が適切であったか検証する必要があると思う。 おそらく既設メーカーの積算を基に作成するしかないのかと推察するが、予定価格をどのように算定したのか。また、その妥当性をどのように検証したのか。	平成30年度に実施設計業務をコンサルタントに発注しました。その際、コンサルタント業者がプラントメーカー8社に調査を行った結果、1社のみ回答がありました。 予定価格の算定に当たっては、コンサルタントが行ったヒアリングの結果を基に直接工事費を算定し、間接工事費は国土交通省の歩掛を用いて市で算定しました。
難しいかもしれないが、同じくらいの規模の実績、処理トン数当たりの金額等、今回の発注における予定価格の妥当性を判断した論拠を教えてください。	本件は性能発注です。全国の同様の工事も排出ガスの基準や自主規制も含め発注者が求める性能によって設備の能力や内容が異なることから、他の自治体の予定価格や落札価格と比べることは軽々にはお答えできないと思います。 コンサルタントの業務は適切に行われたもので、今回の予定価格は適正であると判断しています。
コンサルタントの成果が適正と判断しているとのことだが、妥当性の検証としては、一方通行になっていると思う。	

<p>概略でも構わないので、例えば、過去に比べ性能向上している部分と価格の比較のようなものがあるのではないかと。</p> <p>一品生産とはいえ、概ね目安となるものは必要であって、妥当性の検証に関しては、足りていない部分があると思う。</p>	
<p>総合評価の評価項目や基準は誰がどのように決めたのか。また、コンサルタント業務とは別なのか。</p>	<p>清掃事務所で原案を作成して、市内部で構成する技術評価部会で検討を行い、2名の学識経験者の意見聴取を経て決定しました。</p> <p>コンサルタント業務とは関係ありません。</p>
<p>令和6年までの工期となっているが、支払いはどのようにするのか。</p>	<p>5年間の債務負担行為を設定しています。</p> <p>年度別の出来高を設計書に基づき算定して支払います。</p>
<p>その間の金融リスク等は考えているのか。</p>	<p>基本的に性能発注ですので、よほど大きな変動がなければ変更することはありません。</p>
<p>この類の工事は、これだけ期間がかかるものなのか。</p>	<p>全くの新設であれば、これほどかかりませんが、施設を稼働しながらの工事ですので、どうしても期間がかかります。</p>
<p>補助事業であると思うが、来年度以降は見込み額で考えているのか。</p>	<p>国の補助事業で、現在のところ、令和4年度分までの割り当てをいただいています。</p>
<p>このような施設の場合、当初の業者が実施することは設備の継続性に必要なことで、1者しか応募がなくてもやむなしである。</p> <p>鉄道近接工事同様、他に代えることができない工事として整理して考えることが必要と思う。</p>	
<p>金額的にかなりの割合を占める工事でもあるので、価格の説得性を高めるようお願いしたい。</p>	

○ 「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>予定価格の事後公表の場合、予定価格への質疑はどのような方法で行っているのか。</p>	<p>公表した予定価格に対する質疑はファックスで行います。質問窓口は契約課で、回答は質問者に送ります。</p> <p>また、質問があれば開札日時を回答後に変更します。</p> <p>現在のところ試行件数は2件ですが、予定価格に対する質問はありません。</p>

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>地方自治法の世界は、極端に言えば、契約に関しては入札しておけば責任はないというように作られている。</p> <p>しかし、最低制限価格に他の要素を求めることや、最初から1者が絶対的立場にある場合に見られるように、自治体の責任として、入札さえしておけば大丈夫とは必ずしも言えない場合が出てきている。</p> <p>入札しても責任が回避されないような場面については、価格について、よりきちんとしていることを説明する「補強」を考えた方がいいと思う。</p>	
<p>今回は、清掃工場の予定価格の設定の検証に着目した。</p> <p>一品生産で難しいところもあるが、他と比べることで、性能面の担保と価格面の妥当性に関してほぼ適正であるということの説明に繋がると思う。</p> <p>今後予定されている特殊な工事に関しても、積算の時点で、第三者的に大きな視点で検証することでより良い入札になると思う。</p>	